

授業への出席について

授業への出席について

各科目については、試験規程において、出席時間数が2／3に満たない場合は、単位認定試験を受験する権利（評価を受ける権利）を失います。

【単位認定試験の受験資格】

- ① 開講回数 8回の場合：6回以上出席が必要
- ② 開講回数 15回の場合：10回以上出席が必要
- ③ 開講回数 30回の場合：20回以上出席が必要

●オンデマンド科目の受験資格について

オンデマンド科目は、全講義を受講しなければ、期末試験の受験資格を失います。実施可能な期間中に必ず全ての講義を完了してください。

●実習科目に関する事項

出席時間数が4／5に満たない場合は、単位認定の対象となりません。

欠席について

授業を休んだ場合、欠席となります。

●オンデマンド科目の欠席

オンデマンド科目には、欠席の概念はありません。期間内に計画的に受講し、全講義を終了するようにしてください。期間内に受講が終了できなかった場合、延長受講などは一切認められません。

●特欠と公欠

本学には、大学で認められた要件において欠席した場合、定められた手続きにより「特欠」「公欠」を申請することができます。申請に基づき大学が承認した場合、「特欠」「公欠」が認められます。

ただし、オンデマンド科目については欠席の概念がないため、「特欠」「公欠」の対象となりません。

特 欠	認定された日・時限の科目において「平常点を減じない」という特別措置です。あくまで欠席として扱われますので注意してください。
公 欠	認定された日・時限の科目において「授業を欠席したものとして扱わない」という特別措置です。

「特欠」「公欠」は、「日本福祉大学授業欠席に関する特別措置を定める規程」に基づいて認められます。手続き等詳細については、「特欠の要件・適用基準・手続」「公欠の要件・適用基準・手続」の項目を参照してください。

特欠の要件・適用基準・手続き

●特欠の要件

特欠を認める要件については、P.6 別表参照

●特欠の適用基準

一学期につき授業毎に5回。ただし半期で30回開講する科目については10回。8回開講科目については2回とする。

●特欠の手続

① 特欠対象期間の最終日から1週間以内（厳守）に、所定の書類を各キャンパスの事務室に提出する。

【提出書類】

- ・ 特欠届 (A) 【『nfu.jp』でダウンロード:nfu.jp →各種申請→カテゴリ「美浜事務室・半田事務室・東海事務室」】
 - ・ 特欠届 (B) 【『nfu.jp』でダウンロード:nfu.jp →各種申請→カテゴリ「美浜事務室・半田事務室・東海事務室」】
- ※申請する全ての科目分を記入してください
- ・ 時間割表（『nfu.jp』から印刷：当該科目がわかるように印をつける）
 - ・ 特欠の要件を満たすことを証明する書類（P.6 別表参照）

② 特欠の認定を、教務部長が行う。

③ 特欠が認定された場合、承認印を受けた「特欠届 (B)」が申請学生に交付される。

④ 申請学生が、承認印を受けた「特欠届 (B)」を当該科目担当教員へ直接提出し、完了。

【別表】特欠を認める事由、および事由を証明する書類

事由	事由内容	必要書類（いずれか一つ）
正課実習	大学の授業として実施する正課の実習（事前打ち合わせを含む）による欠席。 ⇒ただし、実習先との関係で、やむなく講義期間に行うものに限る。	・不要 （事務局より当該部局へ照会を行います）
法定感染症	学校保健安全法施行規則に定める感染症と判断された場合（※1）	・医師の診断書（該当日に自宅で安静にする旨が明記されたものに限る） ・入院証明書
婚礼・葬儀	第3親等以内の親族の婚礼・葬儀への出席。 ⇒第3親等以内は、親・兄弟姉妹・祖父母・曾祖父母・孫・曾孫・叔父・叔母・甥・姪	・案内状、会葬礼状等 （続柄を記載すること）
就職試験	企業等への就職試験 ⇒企業説明会は、その参加が試験合否に関わるものについては、就職試験として扱う	・nfu.jp内の「各種申請」から「就職試験受験証明書」をダウンロードし、就職試験先の担当者に必要事項を記入し、捺印をもらってください。 ・受験先が発行する、受験日時と会社印が入った証明類
進学試験	専門学校・大学院等の入試受験	・受験票のコピー
課外活動	以下の全てを満たす活動 ・大学公認サークルの活動（※2） ・都道府県以上の大会参加・大会の登録選手、または大会運営に必要な選手・要員、または大会運営委員	・サークルの部長・監督・顧問が発行する証明書 ・大会日程や参加者が明記された書類
大学が要請する活動	学部、大学諸機関からの要請に基づき、教務部長が認める活動	・不要 （事務局より当該部局へ照会を行います）

※1 学校保健安全法施行規則（第十八条）で登校停止が必要とされている伝染病種（第一種）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

（第二種）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

（第三種）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（その他）

条件によって登校禁止が必要とされている伝染病

※2 所属サークルが公認かどうかは、学生課で確認してください

公欠の要件・適用基準・手続き

●公欠の要件

公欠は、以下の要件に該当する場合申請することができます。

- ① 社会福祉学部ソーシャルワーク実習の履修において、大学の指定した実習期間が通常授業期間に当たり、指定期間中に授業を4回欠席することが必要となる者の欠席（対象授業が半期30回開講科目の場合は8回、半期8回開講科目の場合は2回欠席が必要となる者の欠席）
- ② 通常授業期間中に、日本福祉大学災害ボランティアセンターが認定する東日本大震災の被災者に対するボランティア活動を行う者の当該活動期間中の欠席
- ③ 上記の活動が遠隔地であるなど合理的に必要と判断される移動日、または教務部長が特別の事由があると認めた場合、その必要日数期間の欠席

●公欠の適用基準

- ① 一学期につき授業毎に2回。ただし半期で30回開講する科目については4回、8回開講する科目については1回。
※期間が長期にわたり欠席回数が公欠可能回数を超える場合は、授業日が早い回を公欠として認定します。以降の欠席は、特欠届の提出などで対応してください。
- ② 理学療法士・作業療法士・介護福祉士・保育士・看護師・保健師の養成課程における厚生労働省指定科目となっている授業科目には適用されません。

●公欠の手続き（公欠の要件②③のみ）

公欠要件①の手続きについては、別途、ソーシャルワーク実習の手引やオリエンテーションで説明します。ここでは、公欠の要件②③の手続きについてのみ説明します。

- ① 公欠を願い出る期間より前に、所定の書類を各キャンパスの事務室に提出する。

【提出書類】

- ・公欠願 【『nfu.jp』でダウンロード：nfu.jp→各種申請→カテゴリ「美浜事務室・半田事務室・東海事務室」】
- ・時間割表【『nfu.jp』から印刷：当該科目がわかるように印をつける】
- ・公欠の要件を証する書類

- ② 公欠の認定を、教務部長が行う。

公欠の要件②については、日本福祉大学ボランティアセンターからボランティア活動完了確認が行われた後、認定はおこなわれます。詳細は、センターで確認してください。

- ③ 公欠認定後、科目担当教員、および申請学生に対して各キャンパスの事務室より通知が行われ、完了。